

# 新しい投票区を決定しました（80投票区→36投票区） 郡上市選挙管理委員会

選挙当日に投票する「投票所」は、お住まいの地域により決まっております。決められた投票所以外では投票ができません（期日前投票所での投票を除きます。）。

一つの投票所で投票できる住所の範囲を「投票区」といい、市内には、これまで80の投票区と、同じ数の投票所がありました。

選挙管理委員会では、これまでに期日前投票の改善（居住地以外の期日前投票所でも投票できる体制への移行）等を進めてきましたが、投票区についても、そのあり方に様々な課題があると認識し、投票区と一部の投票所の見直しを行うことが必要と判断しました。

このため、選挙管理委員会では選挙執行体制の見直し方針の素案を定め、見直しの対象となる投票区で、開催の要望のあった地区での説明会や広報郡上などによりお知らせしたうえで、パブリックコメントの実施など、広く意見を求めました。

お寄せいただいたご意見の内容について検討・協議のうえ、80の投票区を36の投票区に見直すことなどを、11月5日開催の選挙管理委員会において決定しました。

新しい投票区での選挙の執行は、平成31年4月に予定されている「岐阜県議会議員選挙」からです。

## 八 幡

投票区名	投票所名	対象地区
八幡北部	八幡公民館	上柳町、中柳町、下柳町、上殿町、中殿町、下殿町、職人町、鍛冶屋町、大手町、本町、肴町、下尾崎町、上尾崎町、向山、中坪四区、中坪五区、初音一区
八幡東部	八幡防災センター	上桜町、下桜町、左京町、常盤町、北朝日町、南朝日町、下愛宕町、中愛宕町、上愛宕町、川原町、立町、乙姫町、山本町、東町一区、東町二区
八幡南部	郡上八幡中央コミュニティ消防センター	上日の出町、下日の出町、上日吉町、下日吉町、稻荷町、大坂町、今町、栄町、今小町、大正町、上榊形町、下榊形町、新栄町、住吉町、新町、橋本町
五 町	八幡第2公民館	瀬取一区、瀬取二区、五町、坪佐、勝更
初 音	川合公民館	初音二区、初音三区、印雀、原、初音住宅、河鹿一区、河鹿二区
稲 成	中野集会所	城南町、中野、向中野、雇用促進住宅、穀見、美吉野町、東安久田、西安久田、腰細、田口、向、中荒倉
相 生	相生公民館	千虎、東乙原、名津佐、鈴原、中山、門原、寺本、雛成、西乙原、久造
那 比	那比公民館	森、万場、黒佐、足瀬、新宮、北、阿瀬尾、小谷通、高畑、宇留良
小 野	小野公民館 (郡上八幡青少年センター)	小野一丁目～八丁目、初納、川佐、田尻、初納住宅
市 島	口明方公民館	吉田、吉田住宅、林、立光、中上、中中、中下、太田内、天竜、神谷、棚井、小久須見
西 和 良	西和良公民館	鬼谷、中保東部、中保西部、夕谷、貢間、大洞、洲河
小 那 比	小那比公民館	小那比西部、小那比北部、小那比南部、小那比東部、野々倉

## 大 和

投票区名	投票所名	対象地区
徳 永	大和保健福祉センターやまつつじ	徳永、河辺、口神路、中神路、牧（元兼、近次、木蛇寺、妙見、田畑）、名皿部
下 栗 巣	下栗巣集会所	牧（三田）、下古道、上古道、下栗巣、上栗巣
剣	剣中公民館	下剣、中剣、上剣
口大間見	口大間見集会所	口大間見、大間見、小間見
万 場	郡上大和ほたるの里蛍光館	下万場、中万場、上万場
島	大和西公民館	野口、洞口、落部、福田、場皿

## 白 鳥

投票区名	投票所名	対象地区
白 鳥	白鳥ふれあい創造館	白鳥、越佐、向小駄良
為 真	為真中央生活改善センター	為真
大 中	大中公民館	大島、中津屋
牛 道	中西区民センター	野添、六ノ里、阿多岐、中西、恩地
那 留	那留農業技術研修センター	那留
北 濃	北濃保育園	前谷、歩岐島、干田野、長滝、二日町
石 徹 白	石徹白農村センター	石徹白

## 高 鷲

投票区名	投票所名	対象地区
高鷲南部	郡上市役所高鷲庁舎	大鷲、鮎立
高鷲北部	高鷲ひるがの老人憩いの家	ひるがの、鷲見、西洞

## 美 並

投票区名	投票所名	対象地区
美並北部	美並健康増進センター	梅原、三戸、山田（くじ本、門福手）
美並中部	三城小学校体育館	白山、高砂、山田（赤池、杉原、円山）
美並南部	吉田小学校体育館	上田、大原

## 明 宝

投票区名	投票所名	対象地区
明宝中部	明宝保健センター	二間手、大谷、気良
寒 水	寒水掛踊伝承館	寒水
小 川	明宝小川交流センター	小川
明宝北部	明宝畑佐ほほえみの家	畑佐、奥住

## 和 良

投票区名	投票所名	対象地区
和良西部	和良保育園	鹿倉、宮代、野尻、田平、東野、横野、宮地、上沢、下沢、法師丸、下洞
和良東部	下土京集会所	上土京、下土京、安郷野、方須

### 臨時期日前投票所を開設します

見直しによる利便性の低下を緩和するため、廃止した投票区で大半の集落が新しい投票所から概ね3km以上となる場合、期日前投票期間中（選挙の公示日又は告示日の翌日から、選挙前日までの期間）において、1日に限り数時間程度、臨時期日前投票所を開設します。

開設する臨時期日前投票所は次のとおりです。

※選挙当日には開設しませんのでご注意ください。

地域名	投票所名	地域名	投票所名
八 幡	郡上八幡河鹿二区集落センター 有穂集会所 旧小那比小学校野々倉分校	白 鳥	六ノ里集会所、阿多岐集会所
		高 鷲	高鷲鷲見集会所
大 和	大和神路体育館 上栗巣集会所 大間見いこいの家	美 並	美並木尾多目的集会所
		和 良	鹿倉ひまわりプラザ、田平集会所